

緊急事態措置等に伴う感染症対策営業時間短縮要請協力金（大規模施設等）の相談窓口を開設しました

令和3年8月8日（日）からの「まん延防止等重点措置」及び8月20日（金）からの「緊急事態措置」における営業時間短縮の要請等にご協力いただいた大規模施設等の皆様に、協力金を支給します。

については、以下のとおり協力金の相談窓口（コールセンター）を開設しました。

1 相談窓口（群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む）

電話：050-5444-6096

備考：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での相談は行いません。

※営業時間短縮要請（8月7日）以降の飲食店向け協力金についても相談できます。

※令和3年5月8日から6月20日までの間の営業時間短縮要請に係る協力金（飲食店等・大規模施設等）についてのコールセンターは以下のとおりです。

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

電話連絡：0570-077-370

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む）

2 参考

大規模施設等に対する協力金について（第2弾）（令和3年8月8日～9月12日）

https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00021.html

